

消費者委員会メールマガジン 配信中！

～ぜひご利用ください～

会議開催案内などの新着情報をいち早くお届けします！

ホームページへの掲載直後にメールを配信いたします。
届いたメールの内容があなたの気になる情報が、ひと目でわかるタイトル
でお届けします。



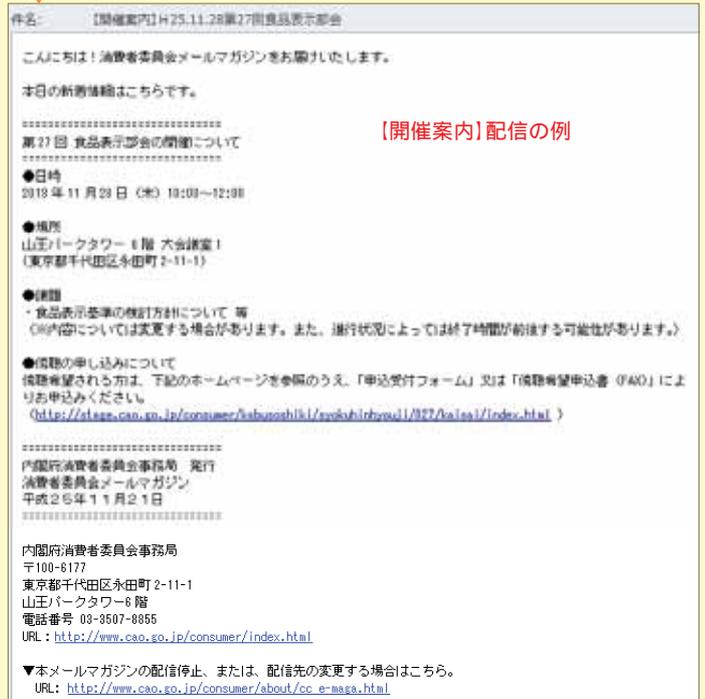
トップページのリンクをクリック、
「消費者委員会メールマガジンの御案内」
ページから配信登録ができます。

メールタイトルでは、以下のようなイメージで、発信情報を
わかりやすくお知らせします。

【開催案内】H25.11.28第27回食品表示部会

【建議】詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議

【意見】商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見



消費者委員会ホームページ

<http://www.cao.go.jp/consumer>

こちらのQRコードから消費者委員会
ホームページへアクセスできます。



消費者委員会事務局 お問い合わせ先：03 - 3507 - 8855
〒100 - 6177 東京都千代田区永田町2 - 11 - 1 山王パークタワー6階

第3次消費者委員会から第4次消費者委員会への留意事項

平成 27 年 8 月 28 日
消費者委員会

第3次消費者委員会は、平成 25 年 9 月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行い、この 8 月末に任期満了を迎える。この間、消費者庁及び消費者委員会設置法の第 6 条に基づく、自ら調査審議により取りまとめた建議は 5 件、提言・意見は 19 件となっている。また、同設置法同条に基づく、諮問に応じた答申については、課徴金制度導入による景品表示法改正及び消費者基本計画関係等により 5 件、食品表示基準関係で 4 件、特定保健用食品関係で 34 品目に関する答申を行っている。

これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られる等、一定の成果をあげてきたところであるが、他方において、継続的な取組・フォローアップ等が必要な事項や、第3次委員会の任期期間中では審議が尽くせなかった課題等も存在する。

上記の事項及び課題等について、以下のとおり記載するので、第4次委員会において留意して今後の調査審議に生かして頂くとともに、新たに発生する課題についても意欲的に取り組んでいただきたい。

記

1. 下部組織の運営

(1) 食品表示部会

- 引き続き食品の表示に関する諮問などに応じて調査審議を行うこと。

(2) 新開発食品調査部会

- 特定保健用食品の認可手続きを滞りなく進めるとともに、審査の合理化・迅速化、審査内容・手続きの透明化等を図ること。

(3) 消費者契約法専門調査会

- 秋以降、団体等からヒアリングを行い、中間取りまとめを踏まえて、最終取りまとめに向けた検討を深めていくこと。

(4) 特定商取引法専門調査会

- 引き続き検討することとされた論点について、中間整理に対する関係団体等からの意見や他の審議会等における議論の状況、特定商取引法見直しの中での重要性等も踏まえつつ、法律事項を優先しながら、柔軟に検討を行っていくこと。

(5) 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会

- 特定保健用食品を含む健康食品全般の表示・広告や、特定保健用食品の制度及び運用の見直し等に関して、今年度末の最終報告に向けて検討を行うこと

(6) 公共料金等専門調査会

- 電気の小売料金全面自由化に向けた課題の検討、各電力会社の電気料金値上げ後のフォローアップ等を行うこと。

第3次消費者委員会では活動実績がなかったもの

消費者安全専門調査会、地方消費者行政専門調査会、公益通報者保護専門調査会、個人情報保護専門調査会等

2. 発出した建議についての6ヶ月後のフォローアップ

(1) 美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議

(平成27年7月7日公表)

(2) 電子マネーに関する消費者問題についての建議

(平成27年8月18日公表)

(3) 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議

(平成27年8月28日公表)

提言・意見等については必要に応じてフォローアップを実施

3. 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 消費者庁との連携・協力の下、第3期消費者基本計画の工程表の改定等に向けて、関係省庁に対するヒアリングの実施等によりフォローアップを行うこと。

4. その他

(1) 消費者問題シンポジウム、関係団体（消費者団体・マスコミ等）との意見交換

- 地方や関係団体から直接意見を聴取し、「現場」との結びつきの強化を図るため、引き続き定期的を実施すること。

(2) 広報活動の充実

- 消費者委員会の活動やその成果等について国民の認知度を向上するため、各種の媒体を通じて積極的な広報を行うこと。

(3) 官民連携の在り方の更なる検討

- 今般取りまとめた「消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループからの報告」等を参考に、消費者団体等を含む多様な主体との連携、更には、国際的な観点からの連携についても検討すること。

(4) 委員会事務局体制の充実・強化

- 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の充実・強化を図ること。

(以上)

消費者委員会における当面の主要課題

平成27年10月27日
消費者委員会

1. 委員会本会議の課題

(1) 建議及び提言・意見

(現時点における主な関心テーマ)

- 消費者教育
- 地方消費者行政
- 官民連携

(2) 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 第3期消費者基本計画の実施状況等について関係省庁等よりヒアリングを実施し、工程表の改定等に向けた意見を表明

(3) 建議のフォローアップ

- 「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」
(来年2月頃目途で実施する予定)
- 「電子マネーに関する消費者問題についての建議」
(来年3月頃目途で実施する予定)
- 「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」
(来年3月頃目途で実施する予定)

(4) その他

- 消費者政策上の重要課題を適時適切に議題として取り上げ、必要に応じて意見表明やフォローアップ等を実施
(商品先物取引の不招請勧誘規制の見直し等)

2. 下部組織の課題

「第3次消費者委員から第4次消費者委員への留意事項」等を踏まえ、「食品表示部会」、「新開発食品調査部会」、「消費者契約法専門調査会」、「特定商取引法専門調査会」、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」、「公共料金等専門調査会」において調査審議を行っていく。

～消費者の声に耳を傾け、モノ言う機能を最大限に～

始動した 第4次内閣府消費者委員会

第4次消費者委員会の始動と課題

本年9月1日に内閣府消費者委員会の新たな委員が任命された。(表)10名のうち、2名河上と阿久澤良造委員)が留任した。2名の留任は、おそらく、新食品表示制度への移行が完成途上であること、消費者契約法・特定商取引法の答申に向けた審議が道半ばであることに配慮されたものと思われる、それぞれゴールを指して、これまでに以上の緊張感をもって問題に取り組まねばならないと考える次第である。

9月7日には、大臣・副大臣・内閣府審議官を迎え、第4次委員会として最初の本会議(第203回)が開催され、河上が委員長に選出された後、その指名によって池本誠司委員が委員長代理に就任した。また、第3次委員会から引き継ぐ形で、諮問等に応じて直ちに活動を開始する必要がある食品表示部会・新開食品調査部会(部会長に阿久澤委員が指名された)のほか、公共料金等専門調査会、消費者契約法専門調査会、特定商取引法専門調査会、特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会などの下部組織の継続が確認され、すみやかな審議開始に向けた準備が進められる

こととなった。当面は、各委員の間での意見交換を通じ、今後取り組むべき課題や問題意識の調整・共有が必要であるが、さしあたって、継続して取り組むべき課題や、従来の建議等のフォローアップ、新基本計画の検証作業などが待ち構えている。停滞は、許されない。

第3次消費者委員会から 第4次消費者委員会への留意事項

また、本年8月末に任期満了を迎えた第3次委員会(図)から第4次委員会への留意事項として、次のような点が挙げられており、新たに発生する諸課題とともに、これらにも充分留意する必要がある。

1 下部組織の運営

(1) 食品表示部会：引き続き食品の表示に関する諮問などに応じて調査審議を行うこと。

(2) 新開食品調査部会：特定保健用食品の認可手続きを滞りなく進めるとともに、審査の合理化・迅速化、審査内容・手続きの透明化等を図ること。

(3) 消費者契約法専門調査会：秋以降、団体等からヒアリングを行い、中間取りまとめを踏まえて、最終取りまとめに向けた検討を深めていくこと。

(4) 特定商取引法専門調査会：引き続き検討することとされた論点について、中間整理に対する関係団体等からの意見や他の審議会等における議論の状況、特定商取引法見直しの中での重要性等も踏まえつつ、法律事項を優先しながら、柔軟に検討を行うっていくこと。

(5) 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会：特定保健用食品を含む健康食品全般の表示・広告や、特定保健用食品の制度及び運用の見直し等に関して、今年度末の最終報告に向けて検討を行うこと。

(6) 公共料金等専門調査会：電気の小売料金全面自由化に向けた課題の検討、各電力会社の電気料金値上げ後のフォローアップ等を行うこと。

2 発出した建議についての6カ月後のフォローアップ

(1) 美容医療サービスに係るホームページ及び事



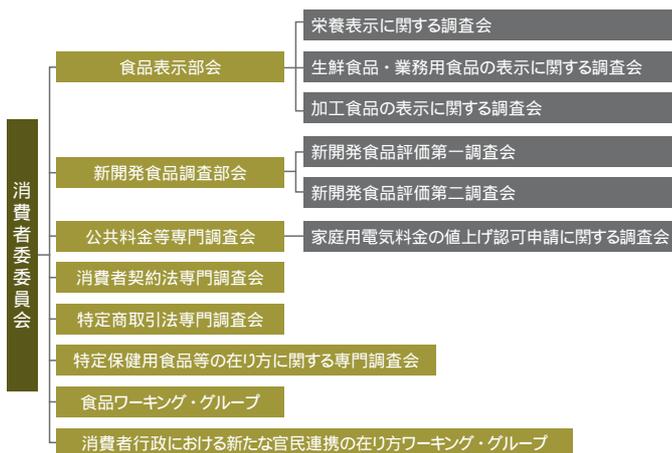
第4次消費者委員会委員長
河上 正二 (かわかみ・しよじ)

表：消費者委員会委員名簿（平成27年9月1日現在）

阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部部長
池本 誠司	弁護士
大森 節子	NPO法人 C・キッズ・ネットワーク理事長
蟹瀬 令子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 代表取締役
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
樋口 一清	法政大学大学院政策創造研究科教授
増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会専務理事
以上10名(五十音順・敬称略)	

(注1) 阿久澤良造委員、池本誠司委員、河上正二委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように入選した委員である。

図：第3次消費者委員会の審議体制（平成27年8月時点）



(注1) 上記部会及び調査会は、第3次消費者委員会の発足以降に活動実績のあるもの。
 (注2) 「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」については平成26年12月2日付で廃止。

- 前説明・同意に関する建議(平成27年7月7日公表)
- (2) 電子マネーに関する消費者問題についての建議(平成27年8月18日公表)
- (3) 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議(平成27年8月28日公表)
- () 提言・意見等については必要に応じてフォローアップを実施)
- 3 消費者基本計画の検証・評価・監視
- 消費者庁との連携・協力の下、第3期消費者基本計画の工程表の改定等に向けて、関係省庁に対するヒアリングの実施等によりフォローアップを行うこと。
- 4 その他

- (1) 消費者問題シンポジウム、関係団体(消費者団体・NPO等)との意見交換
 地方や関係団体から直接意見を聴取し、「現場」との結びつきを強化を図るため、引き続き定期的に実施する。
- (2) 広報活動の充実
 消費者委員会の活動やその成果等について国民の認知度を向上するため、各種の媒体を通じて積極的な広報を行うこと。
- (3) 官民連携の在り方の更なる検討
 今般取りまとめた「消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ」からの報告」等を参考に、消費者団体等を含む多様な主体との連携、更には、国際的な観点からの連携についても検討すること。
- (4) 委員会事務局体制の充実・強化

消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の充実・強化を図る。

これからの消費者政策

消費者委員会も設置から7年目を迎え、その活動も、ようやく軌道に乗ってきた。今後、取り組みなければならない課題は山積しているが、消費者庁や国民生活センターとも連携しつつ、一つひとつ丁寧に、委員会ならではの持ち味を生かして頑張っていきたい。

消費生活の安全と安心は、いつの時代にも社会生活の基本的インフラであり、産業育成政策が強力に推進されている局面でも、車の両輪となつて、確かなセーフティネットを張っていく必要があることは言うまでもない。今一つ、注意すべき潮流は、消費者が、単なる保護の対象としてのみ存在せず、様々な、その個性を發揮して差別化と多様化を求めていることである。弱者保護や被害者救済が重要であることはこれまでと変わらないが、これまでに、消費者個人の実質的選択権の確保や、そのための事業者による情報提供の在り方への配慮が必要であるように思われる。市場における消費者の賢明な選択が、より実り豊かで公正な市場を形成する原動力となることを考えると、この点についても、しっかりとした議論を積み重ねなければならぬ。

第4次委員会にも、第3次委員会同様に、暖かい御支援と御教示をお願いしたい。

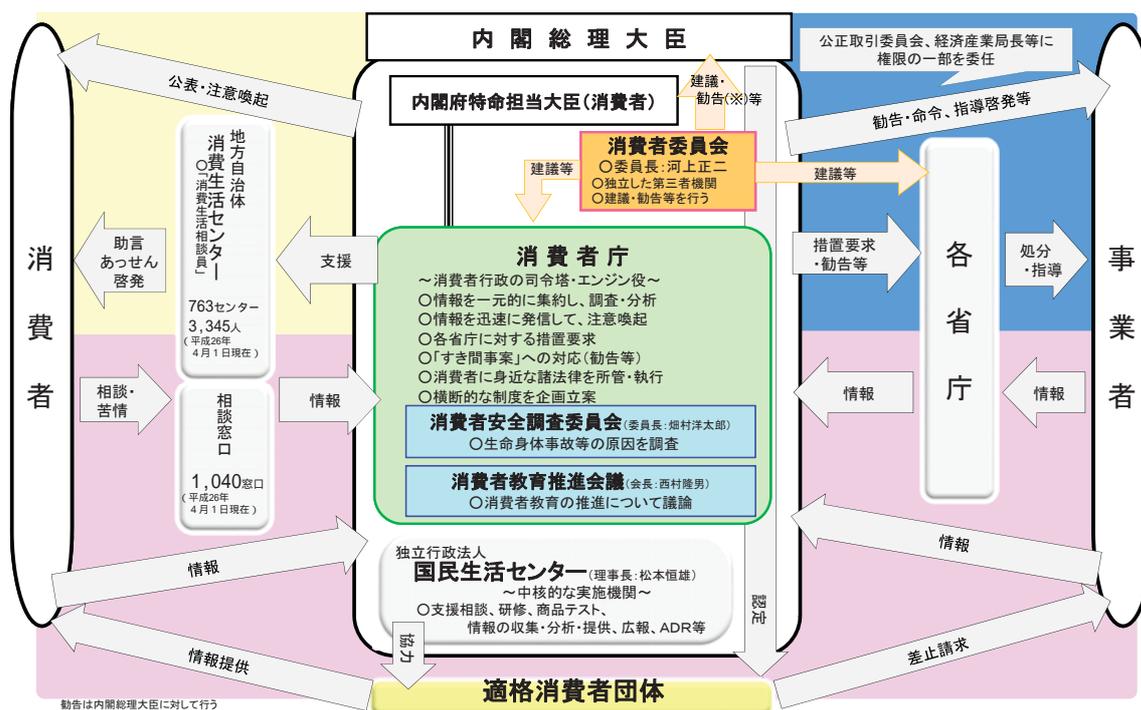
消費者法問題シンポジウムin松江
 「消費者庁被害をなくすために」

平成27年度消費者白書と 地方消費者行政の現況調査より

平成27年11月14日(土)
 消費者庁参事官 日下部英紀

0

消費者行政の基本的な枠組みと国民生活センター



1